

「相模原市道路情報管理システム」

SRIMS

(*Sagamihara Road Information Management System*)

データ取得仕様書

現況平面図

道路台帳平面図

区域線確定図

令和4年度版

1. 現況平面図	1
1.1 取得範囲	1
1.2 関係データ	1
1.3 「道路施設」関係	1
1.3.1 「舗装界」, 「舗装種別」	1
1.3.2 「真幅道路」	1
1.3.3 「道路橋」, 「道路橋の高欄」, 「河川」	2
1.3.4 「横断歩道橋」, 「地下横断歩道」	3
1.3.5 「歩道」	3
1.3.6 「石段」	4
1.3.7 「点字ブロック」	4
1.3.8 「車止め」	5
1.3.9 「防護柵」(道路施設)	5
1.3.10 「側溝」関係	5
1.3.11 「柵」関係	6
1.3.12 「並木柵」, 「並木」, 「植樹」	6
1.3.13 「自発光鋌」	7
1.3.14 「電線共同溝」	7
1.4 「鉄道施設」関係	8
1.4.1 「鉄道橋」	8
1.4.2 「踏切(鉄道敷)」	8
1.5 「建物」関係	9
1.5.1 「アーケード」, 「アーチ」, 「アーチ(支柱)」	9
1.6 「小物体」関係	9
1.6.1 「マンホール」	9
1.6.2 「電柱」	9
1.6.3 「境界杭」	9
1.7 「土地利用等」関係	9
1.7.1 「人工斜面」, 「土堤」	9
1.7.2 「コンクリート被覆」, 「ブロック被覆」, 「石積被覆」	10
1.7.3 「法面保護」	10
1.8 「基準点」	10
1.9 主な地物	11
2 道路台帳平面図	12
2.1 「起終点」関係(「起点記号」, 「終点記号」, 「中間分断点」)	12
2.1.1 交差点部における路線の上位・下位	12
2.2 「路線」関係	14
2.3 道路の路線名	20
2.4 「曲率半径」	21
2.5 「縦断勾配」	21
2.6 境界管理用の図式	21
2.7 「地番」	22
3 区域線確定図	22
3.1 「区域線」	23
3.2 「引っ掛け線」	23
3.3 「点間距離」(注記)	23
3.4 「拡大図」	23

1. 現況平面図

現況平面図（地形図）の数値化については、相模原市公共測量作業規程及び相模原市道路情報管理システム・既成図数値化仕様書により実施するものとする。

既成図数値化（マップデジタイズ）及び TS 地形測量での取得項目は、本仕様書及び相模原市道路情報管理システム・拡張DM（道路台帳平面図）図式・分類コード表による。

以下の記述において、カッコ内の数字（例：[1101][2203.21]）は分類コード（ピリオドの後2桁は図形区分）を示す。また、同一地物を表すコードがある場合は、9000番台を優先する。

1.1 取得範囲

現地調査仕様書「3.2 調査範囲」に準拠する。

1.2 関係データ

既成図数値化作業における補助データとして、市は以下のデータを提供する。

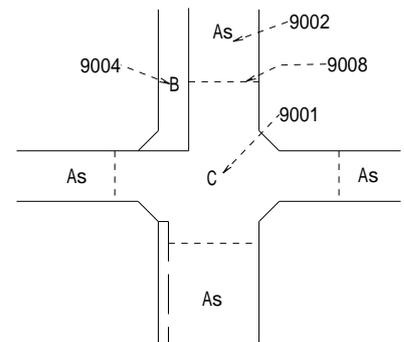
- ・ 境界点座標データ
- ・ 基準点座標データ
- ・ 地籍調査データ

1.3 「道路施設」関係

1.3.1 「舗装界」、「舗装種別」

「舗装界」[9008]は、舗装種別の境界線を取得する。

「舗装界」の始終点は、「真幅道路」、「歩道」、「側溝」または他の「舗装界」等に接合させる。「舗装界」が島形状となる場合は始終点を一致させる。



【編集】

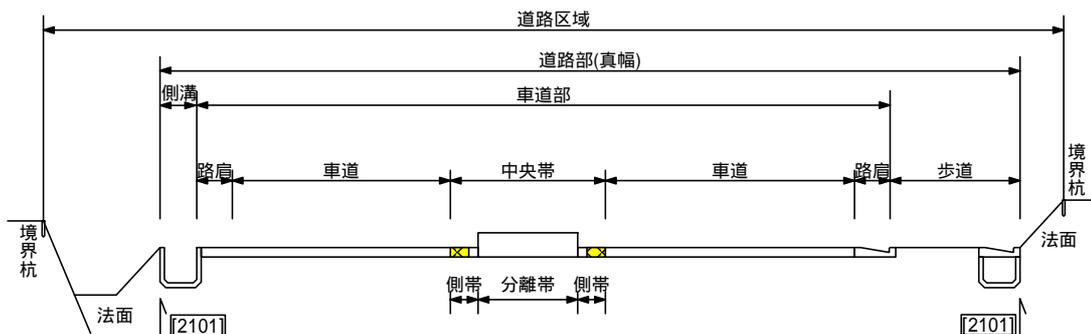
「舗装種別」[9001 ~ 9006]は舗装範囲の中央付近に配置設定する。範囲の長さが図上20cmを超える場合は20cmに1箇所程度の密度で配置設定する。

1.3.2 「真幅道路」

「真幅道路」[2101]は道路形態をなしている範囲の界線を取得し、主に街区線として取扱う。私道の接道部も「真幅道路」として取得する。

主に「真幅道路」の始終点は、他の「真幅道路」の始終点に接合する。

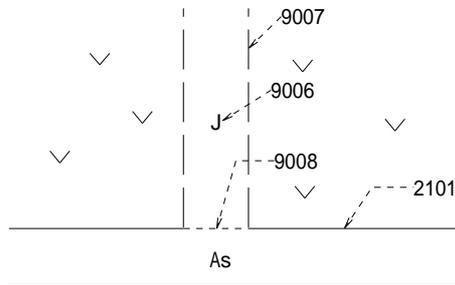
また、道路区域内の法面、橋の高欄（地覆含む）などは「真幅道路」の外側に取得する。



【編集】

境界点が国家座標値を持っており、道路境界が道路形態をなす範囲の界線と一致している場合は、国家座標値により取得した境界線に沿って真幅道路線を設定する。

畑の中の砂利道など、道路部と周囲の地形の境界が明確でない場合には、想定される道路部の界線を「砂利道」[9007]で取得する。



次の箇所は別途、監督員の指示に従う。

市道内において道路境界が無い箇所

国道、県道との接続部で国県道の道路台帳で確認できない箇所

行政界

行き止まり道路で道路区域が明確でない箇所

現況が道路区域と異なる箇所（セットバックされている、隅切りの有無、現況が道路区域と違う位置にある等）

路線の縦断方向に接続する水路に、フタを掛けて歩道として利用されている箇所

路線に接続する公園など公共施設の通路が歩道として利用されている箇所

その他監督員の指示する箇所

1.3.3 「道路橋」、「道路橋の高欄」、「河川」

「道路橋」[2203]は延長2m以上の橋について取得する。

延長2m未満の橋、または土被りが1m以上で流水部が管渠のものは、橋ではなく道路とする。

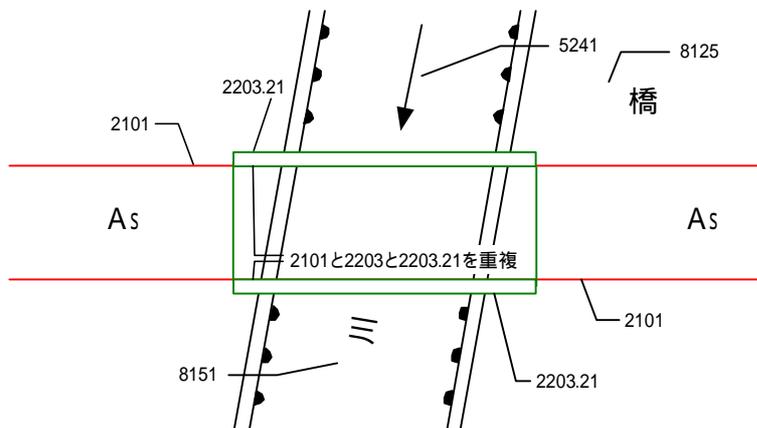
市町村界に架かる橋は、他市町村区域部分も取得する。

「道路橋」は真幅線に重複して両側端を線で取得する。また、道路部との境も取得し、下図の例では、を「始終点座標一致」で取得する。

「道路橋の高欄」[2203.21](地覆を含む)は、「始終点座標一致」で左右別に取得する。下図の例では、との位置を左右別に面として取得する。

高欄は道路部に含まれない。高欄の内側は「真幅道路」と重複して取得する。

「河川」[5101]は、道路橋から左右10m程度の範囲まで河川敷地の界線及び河川形態を取得する。下図の例では、をそれぞれ取得する。

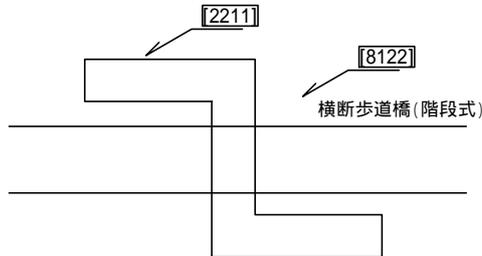


【編集】

橋の注記として、橋名称[8125]河川名称[8151]を設定する。また、流水方向記号[5241]を設定する。

1.3.4 「横断歩道橋」、「地下横断歩道」

市道に架かる「横断歩道橋」[2211]、「地下横断歩道」[2212]は道路区域外の部分もデータ取得を行う。下図の例では、 ~ の位置を取得して、最後の座標は始点と同じの座標とする。



【編集】

注記 [8122] で名称と昇降部の区分をカッコ書きで設定する。
昇降部の区分は、(階段式) (スロープ式) (押上式) とする。

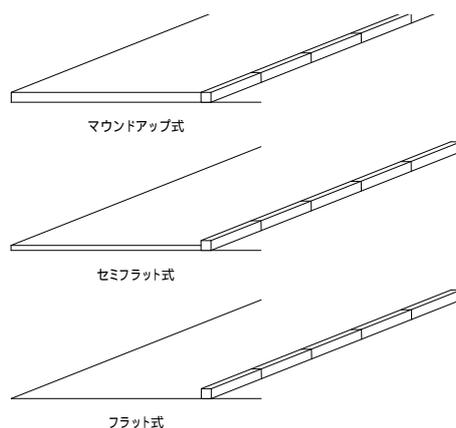
1.3.5 「歩道」

「歩道」は、車道との界線をマウンドアップ式 [9022] とフラット式 [9023] に区分して取得する。セミフラット式歩道は、フラット式の分類コードで取得する。

歩道構造形式の定義を以下に示す。

マウンドアップ式	歩道面が車道面より 15 c m 以上高く、歩道面と縁石天端の高さが同一である歩道構造。
セミフラット式	歩道面が車道面より高く、縁石天端の高さが歩道面より高い歩道構造。
フラット式	歩道面と車道面の高さが同一で、縁石等により歩道と車道を分離する歩道構造。

巻き込み部の摺付け部分や切り下げ部分は接続する「歩道」と同じ分類コードで取得する。



「歩道」の始終点は、「真幅道路」、他の「歩道」に接続し、これらと重複する部分は取得しない。

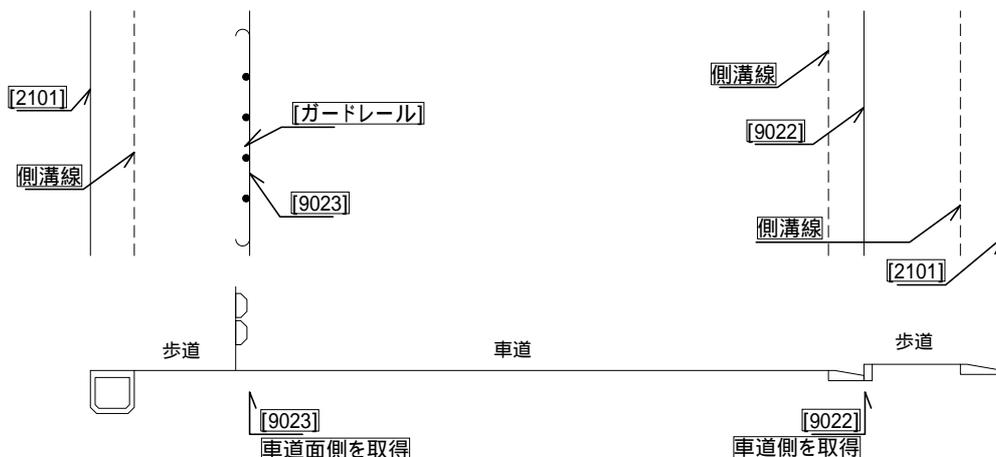
フラット式の「歩道」線はガードレールや駒止など安全施設の車道面を取得する。

民家などの出入りで安全施設が途切れる部分も、その前後に歩道が連続する場合は、途切れた部分も歩道があるものとして取得するが、市道との交差や接続で途切れている場合は、取得しない。

幅が 0.75m 未満の歩道は「歩道」として取得しない。

水路に、フタを掛けて歩道として利用されている場合、道路区域内は「歩道」で取得し、道路区域の外は「河川」[5101] または「用水路」[5104] で取得する。

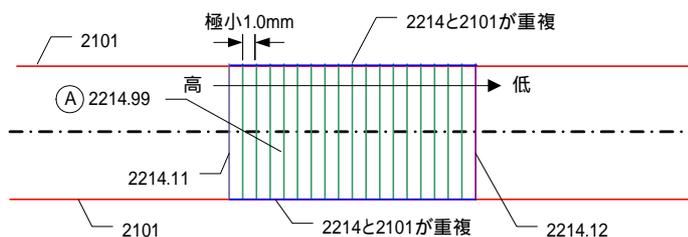
歩道と車道の境に位置する駒止の厚み、L 型の背厚、ガードレールの支柱は歩道に含む。



1.3.6 「石段」

「石段」は、階段部の両側端を [2214] で、上端線を [2214.11] で、下端線を [2214.12] で、それぞれ取得する。

両側端線は「真幅道路」と重複して取得する。



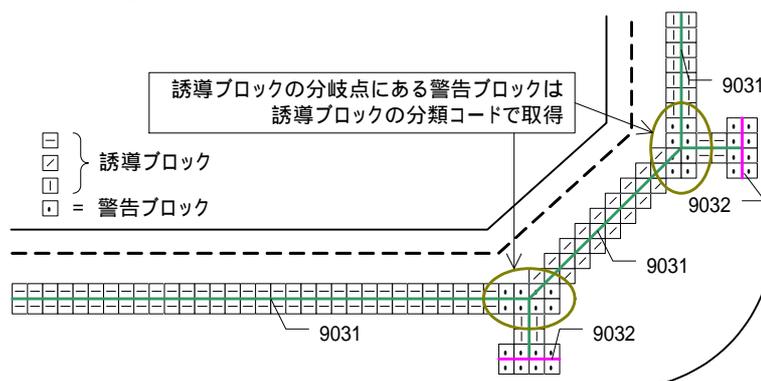
【編集】

階段部 A を [2214.99] で線として設定する。

1.3.7 「点字ブロック」

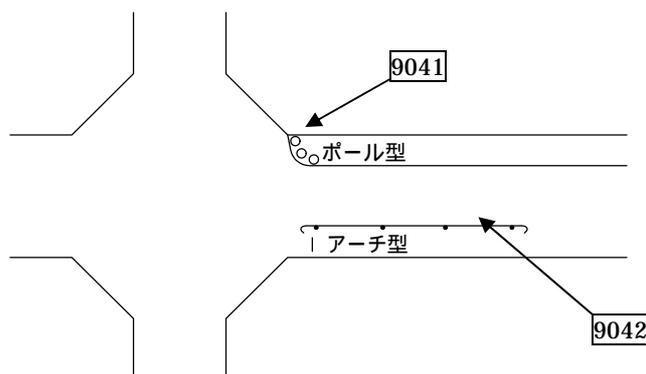
歩道上等の「点字ブロック」の中心線を、誘導ブロック [9031] (下図の緑線) と警告ブロック [9032] (下図の紫線) に区分して取得する。

誘導ブロックの分岐点にある警告ブロックは、誘導ブロックと一体とみなし、誘導ブロックの分類コード [9031] で取得する。



1.3.8 「車止め」

車が進入できないように建てられた柱をポール型 [9041] とアーチ型 [9042] に区分して取得する。

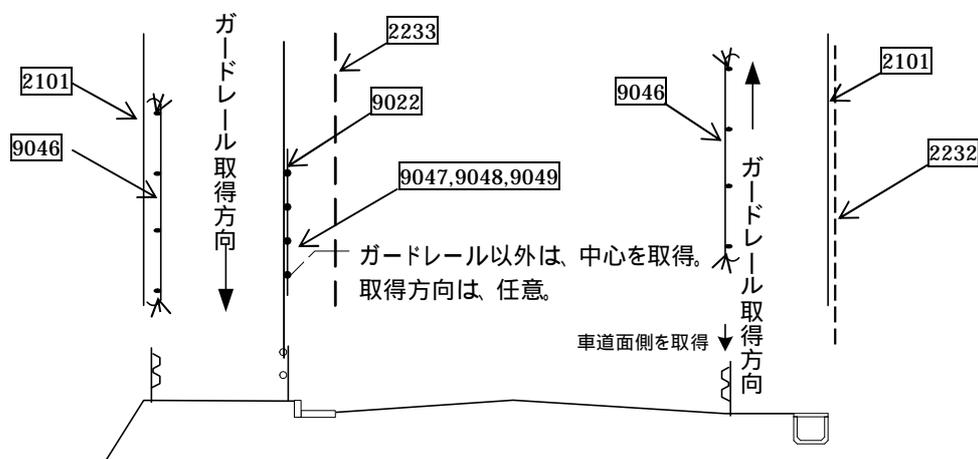


1.3.9 「防護柵」(道路施設)

「ガードレール」[9046] は板の車道面側が左、支柱が右になる方向で取得する。

下図の例では、左ガードレールは 2101、右ガードレールは 2232 の順に取得する。

「ガードパイプ」[9047]、「ガードフェンス」[9048]、「鉄線」[9049] は中心を取得する。



1.3.10 「側溝」関係

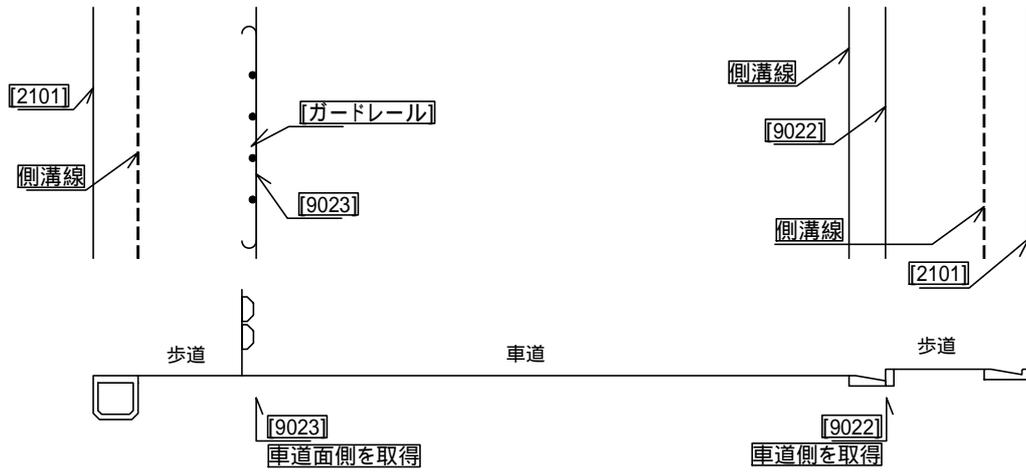
地表で確認できる側溝の道路内における縁線を「側溝 U字溝無蓋」[2231]、「側溝 U字溝有蓋」[2232]、「側溝 L字溝」[2233]、「側溝 LU字溝」[9061]、「側溝 LO字溝」[9062]、「側溝 円形側溝」[9063] に区分して取得する。データの取得方向は問わない。

また、横断暗渠(道路を横断する側溝の上が舗装されている場合)は「側溝地下部」[2234]、グレーチング側溝(側溝の蓋が格子状の金属板)は「側溝 グレーチング」[9064,9065]で取得する。

側溝は、雨水樹(溜樹、縁塊を含む)の下にも連続しているものとし取得する。

片側が道路縁に接していない側溝(交差点の中など)は、側溝の両側の縁線を取得する。

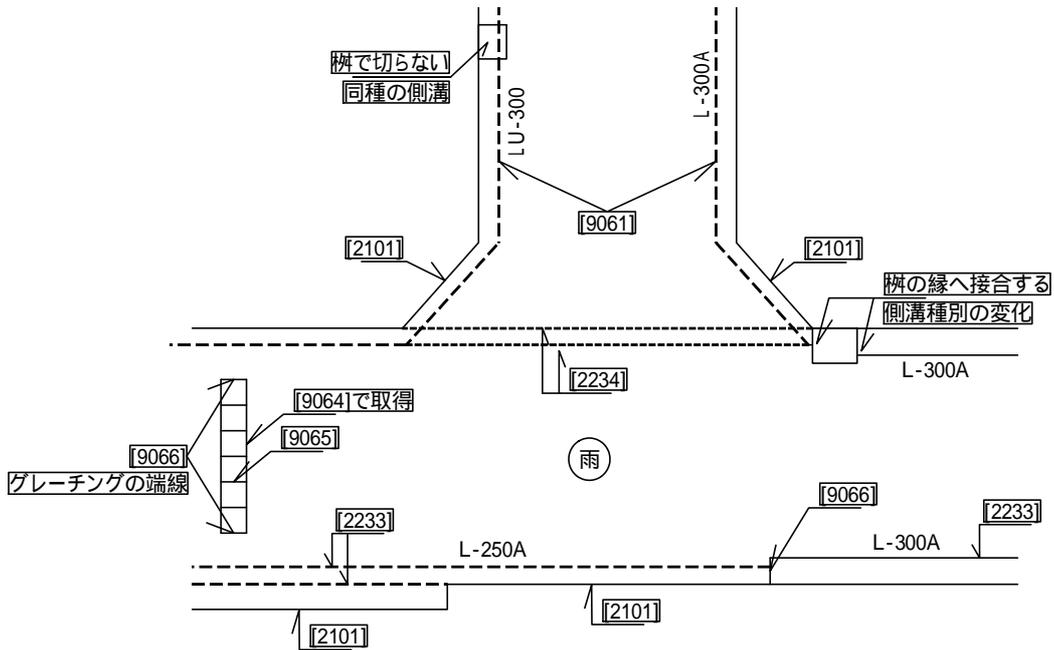
グレーチングの両端は、側溝区切り線 [9066] で入力する。また、蓋部分は「側溝 グレーチング(内部表示線)」[9065] を用いて、一定間隔(図上 2 mm)で設定する。



【編集】
 側溝区切り線 [9066] は、側溝の始終両端で側溝を閉じる線で、側溝の種類、幅が変化する場合にも側溝の区切りとして設定する。ただし、柵などの箇所では変化する場合は側溝区切り線を設定せずに、側溝線の始終点は柵などに接続する。
 側溝の注記は側溝の種類と幅の変化ごとに種類 (U、L、LU、LO 等) と幅を、道路標準構造図を参照して、側溝線と同じ分類コードで設定する。

1.3.11 「柵」関係

雨水柵 (溜柵、縁塊を含む。) については、「雨水柵」 [2235] で取得し、道路標準構造図を参照し、種別ごとの外形寸法で面として取得する。



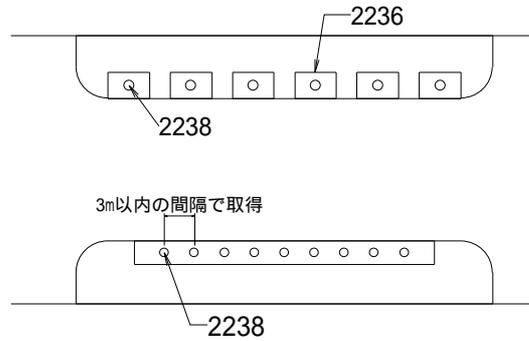
1.3.12 「並木柵」、「並木」、「植樹」

「並木柵」 [2236] は「並木」や「植樹」を保護するためのコンクリート製の柵または柵で、面として取得する。(移動可能なポット等の植栽施設は含めない。)

「並木」 [2238] もしくは「植樹」 [2239] で、樹木の位置を「並木柵」ととも取得する。

一連の植樹帯 (低木の植樹) の中に並木 (高木) が植栽されている場合は、全体をひとつの並木柵として取得し、高木の位置を「並木」 [2238] で取得する。

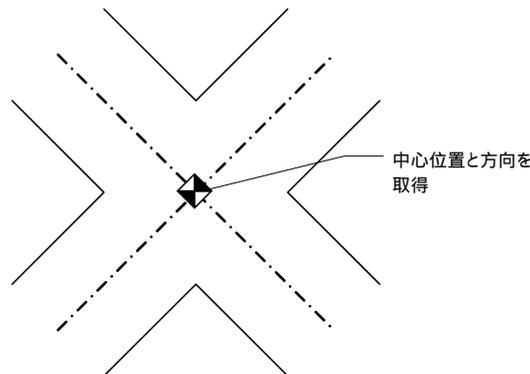
注 . 「法面植栽ブロック」 [9254] は河川データ取得のコードであり、道路区域内では使わない。



【編集】
 一連の植樹帯（低木の植樹）の場合は、「植樹」[2239]を設定する。
 ただし、並木（高木）が植栽されている場合は、並木位置を取得し、「植樹」は設定しない。

1.3.13 「自発光鉢」

「自発光鉢」[9071]は、道路交差点に設置された発光鉢で、その中心点及び方向を取得する。方向は道路と平行になるように取得し、白黒の向きは問わない。

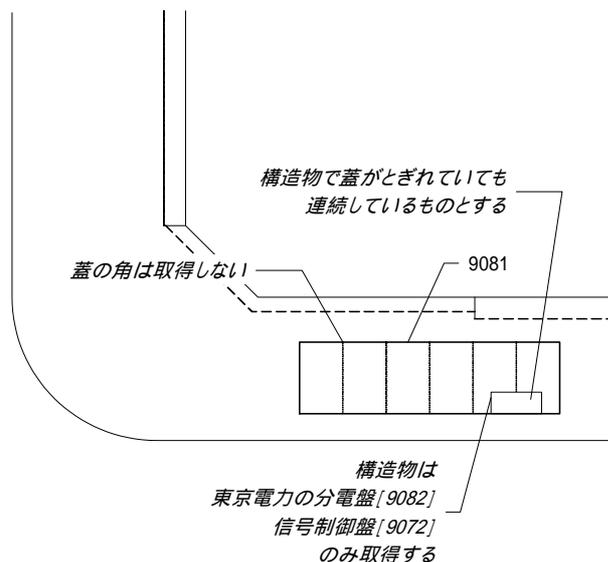


1.3.14 「電線共同溝」

「電線共同溝」[9081]は、道路上に設けられた共同溝の蓋の外周を面として取得する。蓋が連続している場合は一地物として扱い、一連の蓋の外周を取得する。

次ページの図の例では、～ の位置を面として取得する。

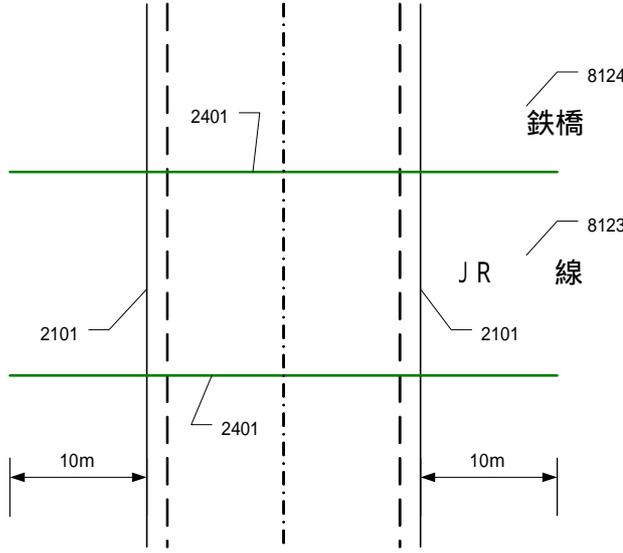
共同溝に付随する構造物は、東京電力が管理する変圧器 [9082] 及び警察が管理する信号制御盤 [9072] のみ位置を取得する。

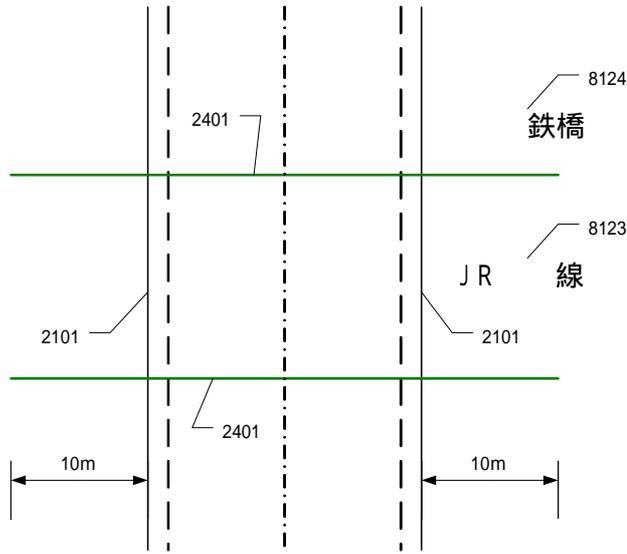


1.4 「鉄道施設」関係

1.4.1 「鉄道橋」

「鉄道橋（高架部）」[2401]は鉄道との立体交差となる箇所で、道路上を横断する鉄道橋について、道路区域の左右 10m の範囲を線で取得する。

下図の例では、をそれぞれ一地物として取得する。

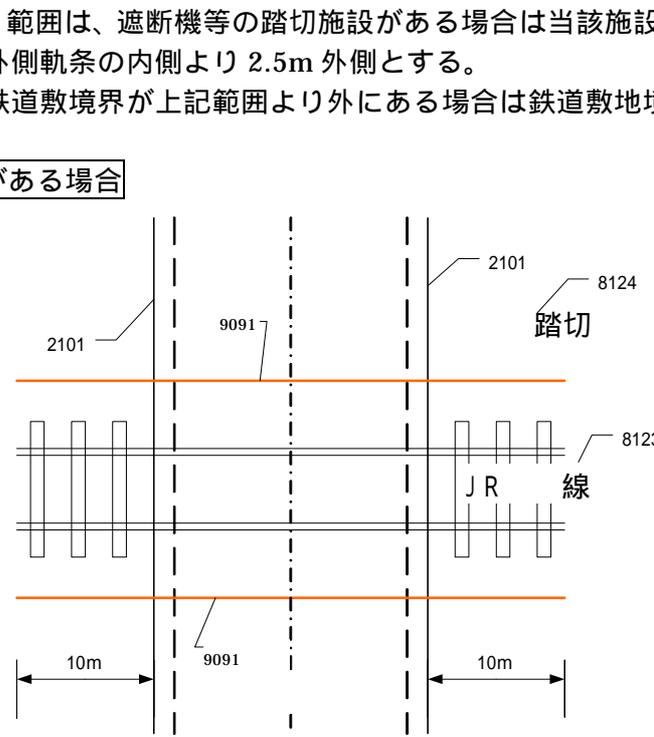


【編集】

鉄道橋の注記として、鉄道線名 [8123] 及び鉄道橋名 [8124] を設定する。

1.4.2 「踏切（鉄道敷）」

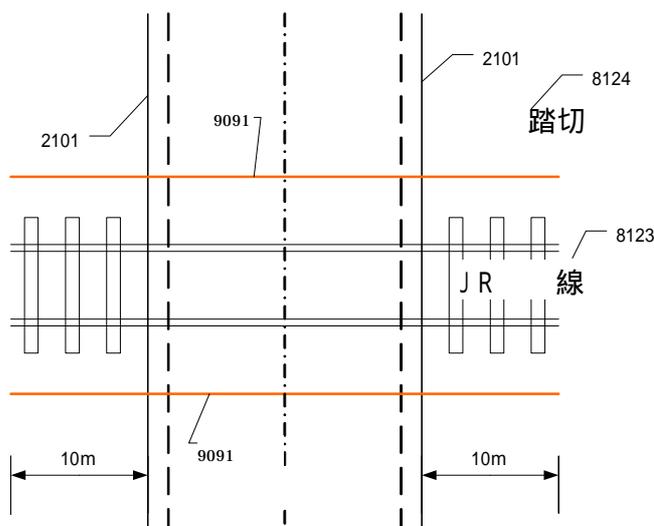
「鉄道敷（踏切）」[9091]は鉄道との平面交差となる箇所で、踏切範囲の鉄道敷境界線について、道路区域の左右 10m 程度の範囲を線で取得する

下図の例では、をそれぞれ一地物として取得する。

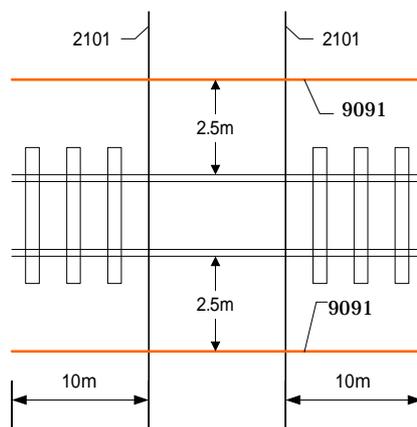
「踏切」範囲は、遮断機等の踏切施設がある場合は当該施設の外側 0.5m、踏切施設がない場合は最外側軌条の内側より 2.5m 外側とする。

但し、鉄道敷境界が上記範囲より外にある場合は鉄道敷地境界までとする。

踏切施設がある場合



踏切施設がない場合



【編集】

踏切の注記として、鉄道線名 [8123] 及び踏切道名 [8124] を設定する。

1.5 「建物」関係

1.5.1 「アーケード」、「アーチ」、「アーチ（支柱）」

「アーケード」[9101] は商店街の通路上部の屋根の外周を面として取得する。

「アーチ」[9102] は支柱と支柱を結ぶアーチの部分を線で取得する。

「アーチ（支柱）」[9103] はアーチを支える支柱を点で取得する。

1.6 「小物体」関係

1.6.1 「マンホール」

道路上の各種「マンホール」[4111、4121、4131、4141、4151、4161、9181～9183、9191～9196] の蓋の中心を区別に点で取得する。ただし、[9191～9196] は蓋の直径が 60cm 以上のものを取得対象とする。

図式分類に無い種類のマンホールは「マンホール（未分類）」[4101] で取得する。

角形のマンホールについてもその中心位置を点で取得する。（図面表示は丸型の記号となる）

1.6.2 「電柱」

電力柱、電話柱、有線柱などは「電柱」[9174] として中心を点で取得して、架線方向線を [9175] で取得する。

支柱、支線は [9176～9178] で、中心を点で取得し、支線方向線を [9179] で取得する。

1.6.3 「境界杭」

「境界杭」[9201, 9209, 9210, 9211, 9215, 9219] は、境界標が示す境界位置を点で取得する。

【編集】

境界位置に境界点座標データがある場合は、その位置を境界杭の中心として設定する。

境界杭の注記として、道路台帳平面図の要件となる境界点番号 [9230] を、既存の道路台帳平面図（赤書き箇所は赤書き資料参照）より取得し、対象となる境界点付近に角度を設けない横書きで、すべての地物に重ならないよう設定する。

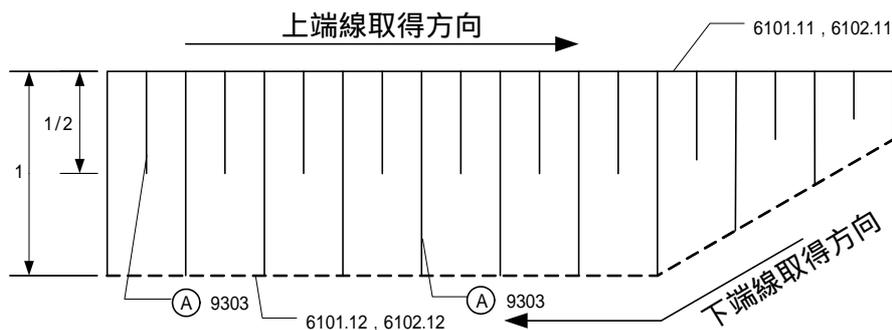
1.7 「土地利用等」関係

1.7.1 「人工斜面」「土堤」

上端線 [6101.11, 6102.11] は、斜面の標高の低い方を右に見た形（斜面に向かって左から右方向）に取得し、下端線 [6101.12, 6102.12] は、斜面の標高の高い方を右に見た形（斜面

に向かって右から左方向)に取得する。

下図の例では、上端線は の順で取得、下端線は の順に取得する。



【編集】

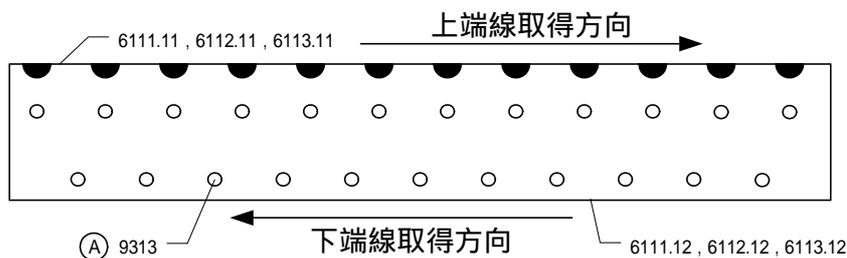
上端線と下端線の上に補助記号 A [9303] を設定する。

1.7.2 「コンクリート被覆」、「ブロック被覆」、「石積被覆」

「コンクリート被覆」、「ブロック被覆」、「石積被覆」が、ほぼ垂直に設置されている場合は、[6111,6112,6113]により垂直面を右に見た形(被覆に向かって左から右方向)に取得する。

傾斜のある場合は、上端線 [6111.11,6112.11,6113.11] は、斜面の標高の低い方を右に見た形(被覆に向かって左から右方向)に取得し、下端線 [6111.12,6112.12,6113.12] は、標高の高い方を右に見た形(被覆に向かって右から左方向)に取得する。下端線の始点は上端線終点、下端線の終点は上端線始点に接続させる。

下図の例では、上端線は の順で取得、下端線は の順に取得する。

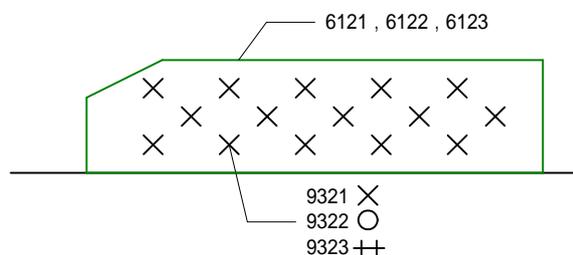


【編集】

上端線と下端線に囲まれる範囲に補助記号 A [9313] を設定する。

1.7.3 「法面保護」

法面保護の範囲を、法面を覆っている材料別に区分して、面で取得する。



【編集】

被覆内部に補助記号 A [9321,9322,9323] を設定する。

1.8 「基準点」

「基準点」[9351 ~ 9356,9361 ~ 9364] は、道路区域内にある基準点座標データを、現地の

有無に係わらずすべて取得する。

また、本委託で設置した基準点については「補備点」[9355]で取得する。

【編集】

基準点の注記として、基準点名称を基準点の区分と同じ分類コードで、対象となる基準点付近に角度を設けない横書きで、すべての地物に重ならないよう設定する。
 本委託で取得した基準点名称は「SH24 C 」とし、 は工区番号、 は3桁の連番とする。

以上のデータ取得方法は、地物の一部について説明を行ったものであり、データ取得項目(取得地物)は、取得範囲における図式・分類コード表に記載されたすべての地物が対象である。

1.9 主な地物

大分類	分類	名称
交通施設	道路	真幅道路(市道)
交通施設	道路	トンネル内の道路
交通施設	道路施設	道路橋
交通施設	道路施設	木橋
交通施設	道路施設	徒橋
交通施設	道路施設	横断歩道橋
交通施設	道路施設	地下横断歩道
交通施設	道路施設	歩道
交通施設	道路施設	階段
交通施設	道路施設	地下街・地下鉄等出入口
交通施設	道路施設	道路のトンネル
交通施設	道路施設	舗装界線
交通施設	道路施設	バス停
交通施設	道路施設	分離帯
交通施設	道路施設	駒止
交通施設	道路施設	視覚障害者誘導用ブロック
交通施設	道路施設	側溝
交通施設	道路施設	雨水桝
交通施設	道路施設	並木桝
交通施設	道路施設	並木
交通施設	道路施設	植樹
交通施設	道路施設	道路情報板
交通施設	道路施設	道路標識(案内、警戒、規制)
交通施設	道路施設	信号灯
交通施設	道路施設	自発光板
交通施設	道路施設	交通量観測所
交通施設	道路施設	カーブミラー
交通施設	道路施設	電話ボックス
交通施設	道路施設	郵便ポスト
交通施設	鉄道	普通鉄道(踏切部)
小物体	公共施設	情報ボックス(CCBox)蓋部
小物体	公共施設	マンホール(共同溝、下水、電話、ガス、水道)
小物体	公共施設	電柱

大分類	分類	名称
小物体	公共施設	電柱(架線の方向)
小物体	その他の小物体	官民境界杭(道路境界標)
小物体	その他の小物体	消火栓、仕切り弁
小物体	その他の小物体	地下換気口
小物体	その他の小物体	道路照明
土地利用等	法面	人工斜面
土地利用等	法面	土堤
土地利用等	法面	被覆(コンクリート、ブロック、石積)
土地利用等	構囲	落石防止さく
土地利用等	構囲	防護さく、ガードレール等
地形等	基準点	多角点等
地形等	基準点	公共基準点
地形等	基準点	公共水準点
地形等	基準点	その他の基準点
地形等	基準点	独立標高点

2 道路台帳平面図

数値地形図のデータに道路台帳平面図面としての要件（道路法施行規則第四条の二 4 及び本市独自）を追加して道路台帳平面図データを作成する。

2.1 「起終点」関係（「起点記号」、「終点記号」、「中間分断点」）

「起点記号」[9501]、「終点記号」[9502]は、認定路線の始まりと終わりを明示する記号であり、「中間分断点」[9503]は路線形状が不明瞭となる箇所を明示する記号である。

交差点部の起終点の設定位置については、下記を原則とする。

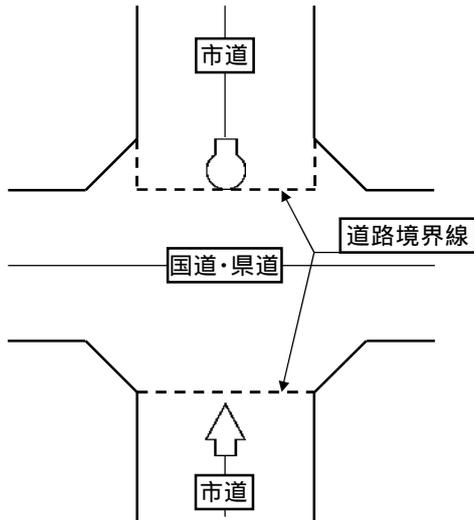
一般市道が国道または県道と接続又は交差する場合は、市道と国道または県道の道路境界とする。
市道が接続又は交差する場合、隅切り部は、原則として下位路線に含める。
調書平面図で設定する起終点と整合をとる。

2.1.1 交差点部における路線の上位・下位

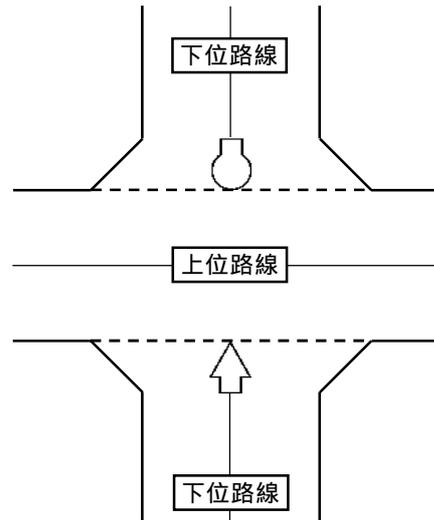
- 1 位 国道
- 2 位 県道
- 3 位 幹線道路
- 4 位 その他の市道

同級路線の場合は、路線名（カナ）の 5 0 音順に上位路線とする。

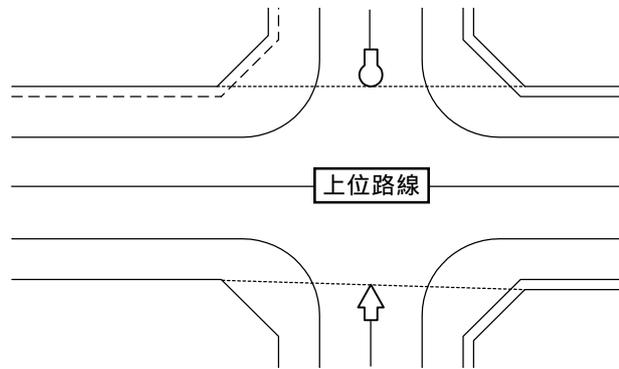
国県道との交差点の場合



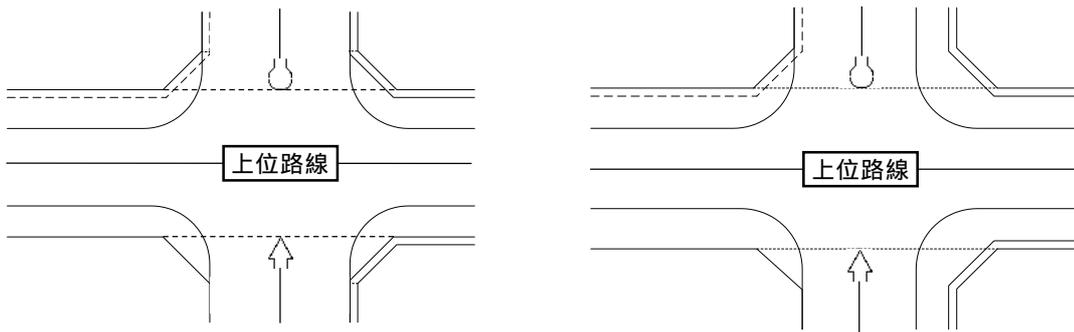
市道同士の交差点の場合



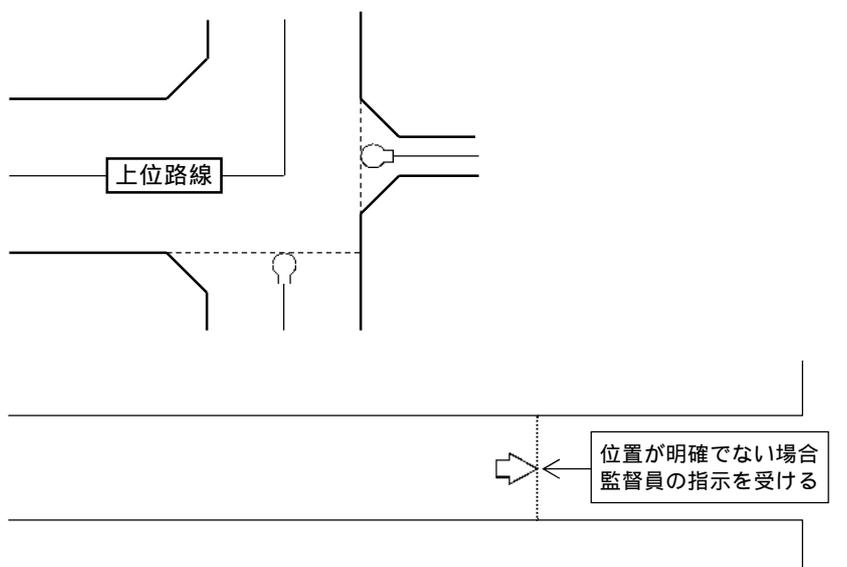
双方に歩道がある場合



交差する相手路線に歩道がない場合

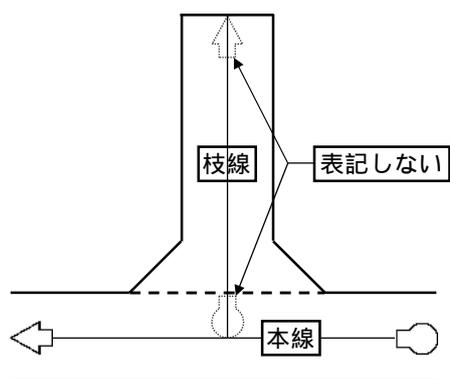


変形している場合



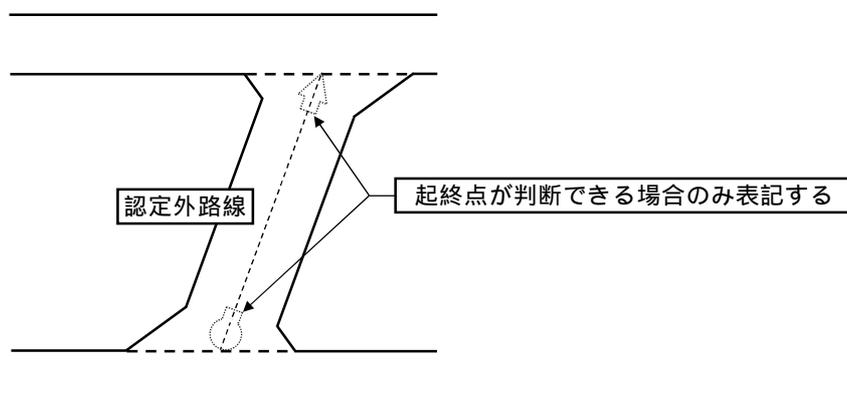
枝線の場合

枝線は、認定路線網図及び道路台帳平面図より調査して、枝線の起終点記号は表記しない。



認定外路線の場合

認定外路線は、道路台帳平面図ほか資料より起終点位置が判断できる場合のみ起終点記号を表記する。



例示にないケースは監督員と協議の上、指示を受けるものとする。

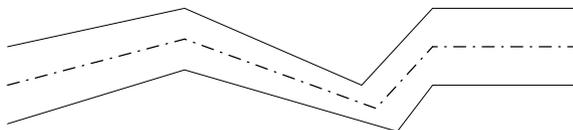
2.2 「路線」関係

「認定道路」[9511]、「認定外道路」[9512]は、区域線（境界が未確定な場合は真幅道路

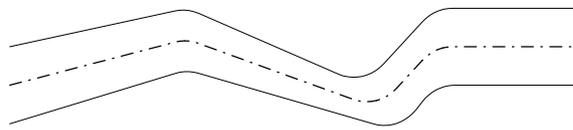
線)の中央部(厳密な中心ではない)を路線の流れに沿った滑らかな線形で、起点から終点に向かって設定する。

なお、路線の途中で区域線が未確定で、さらには現況道路も存在しない場合は、認定道路[9511]を明確に判断できる箇所まで作図し、その端点に「中間分断点」[9503]を設定する。
[9511,9512]の始終点(端点)は起終点記号の真位置に一致させる。

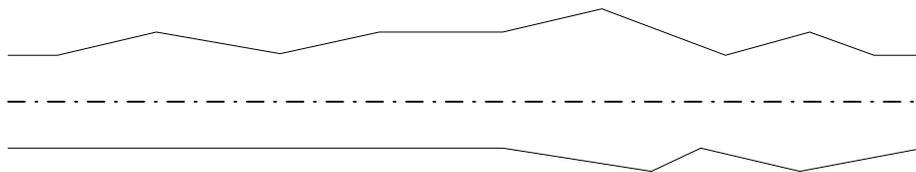
道路が折れている場合



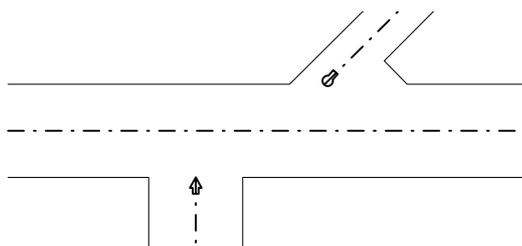
道路にカーブがある場合



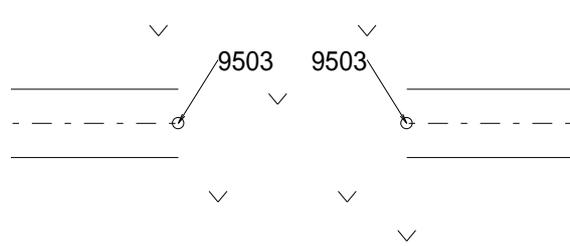
左右の折れが異なる場合(道路の流れで中心線を設定する)



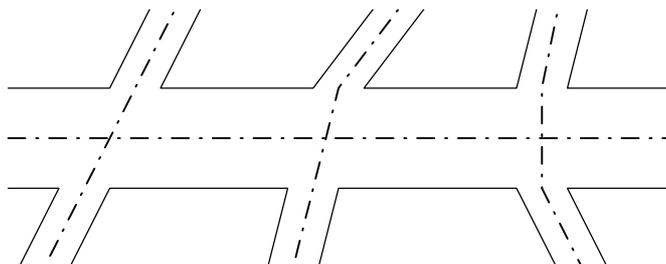
接続の場合



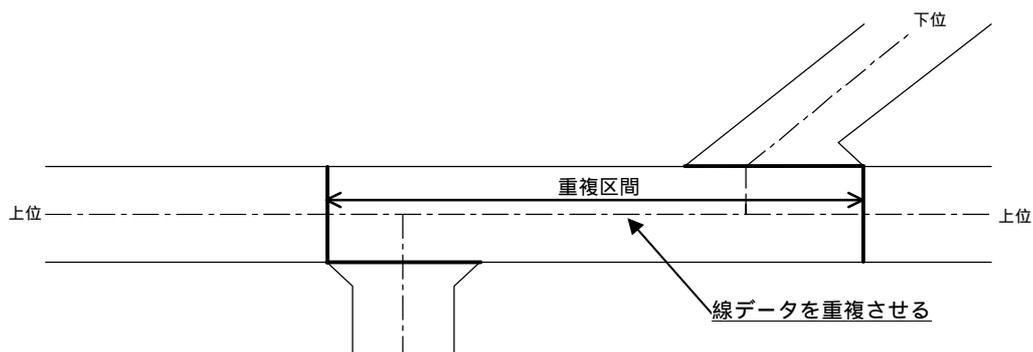
認定道路範囲は不明瞭な場合



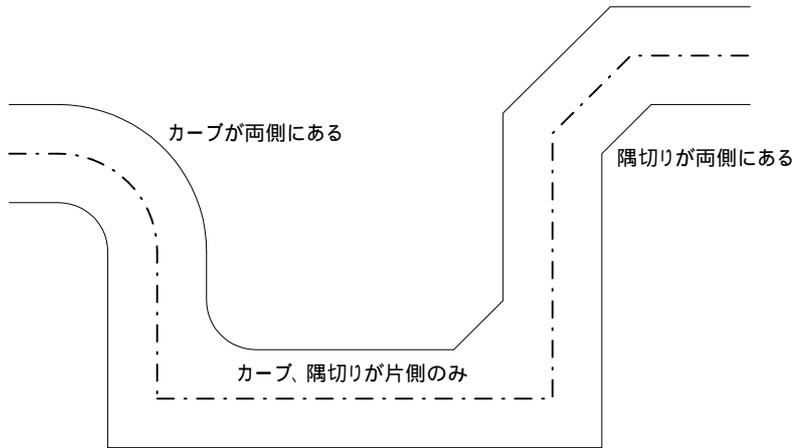
交差の場合



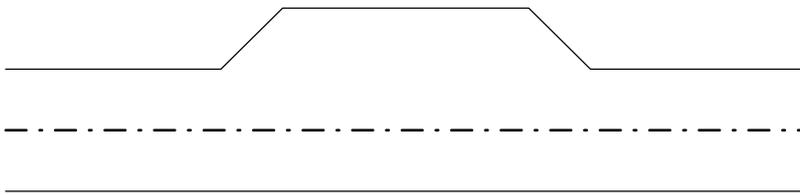
重用の場合



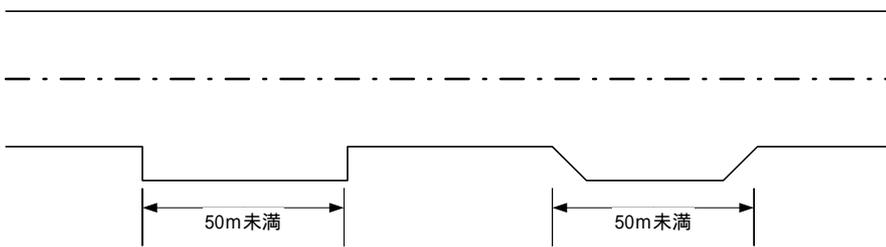
単路線で隅切りがある場合



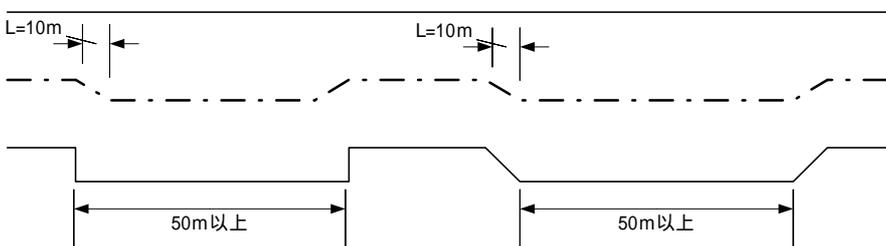
待避所・バス停がある場合



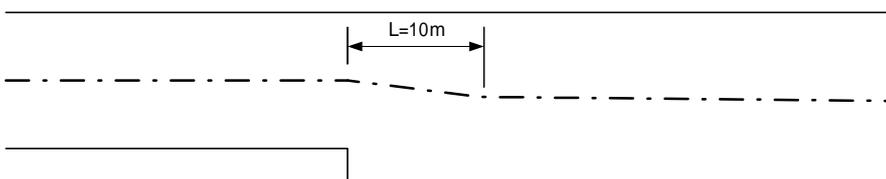
一部で幅員差がある場合（延長が 50m 未満）



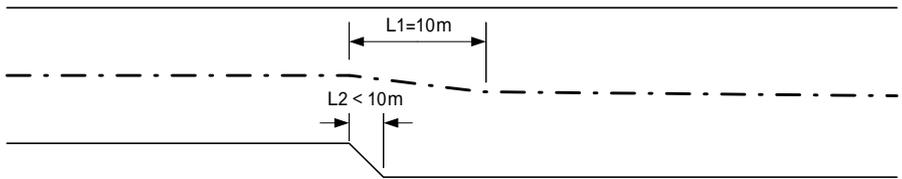
一部で幅員差がある場合（延長が 50m 以上）



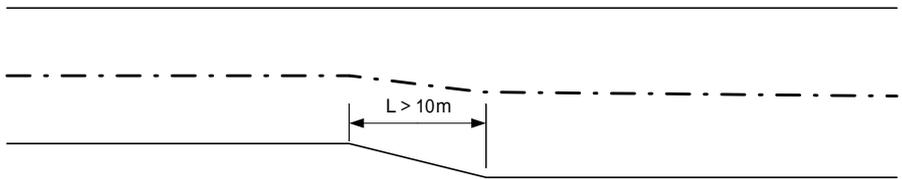
幅員が変わった場合



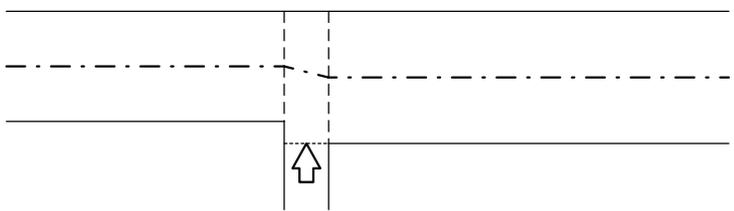
幅員が変わった場合



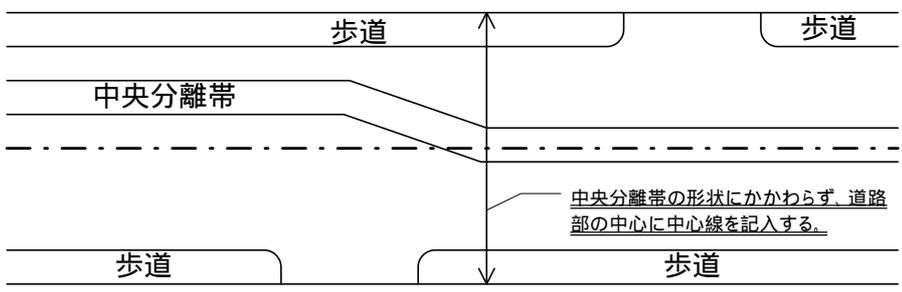
幅員が変わった場合



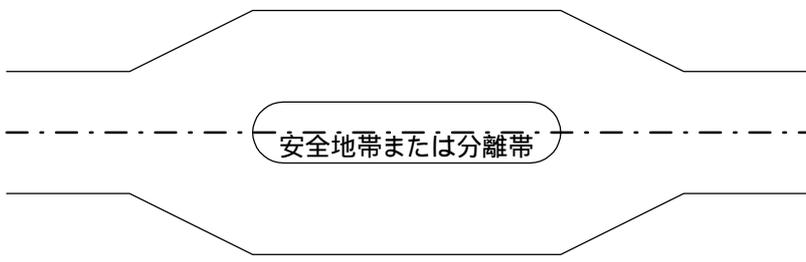
幅員が変わった場合 (路線が接続する箇所)



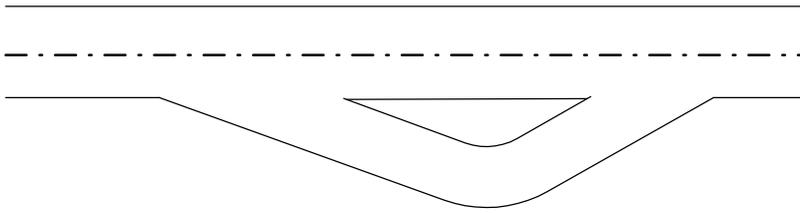
中央分離帯がある場合



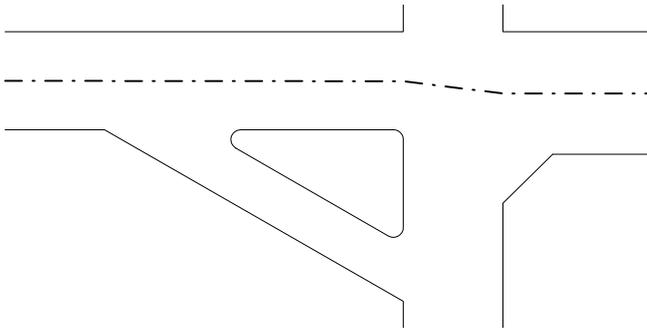
安全地帯、分離帯で車道が分かれる場合 (両側に広がっている：ダブルウエー)



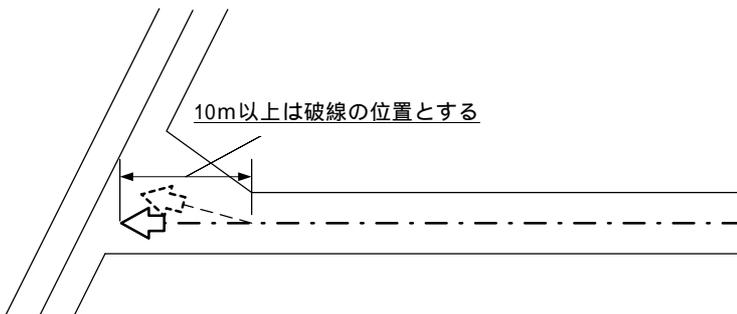
安全地帯で車道が分かれる場合 (片側に広がっている : ダブルウエーでない)



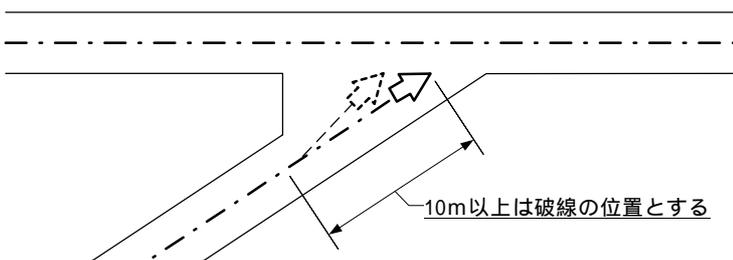
安全地帯で車道が分かれる場合 (交差点がある)



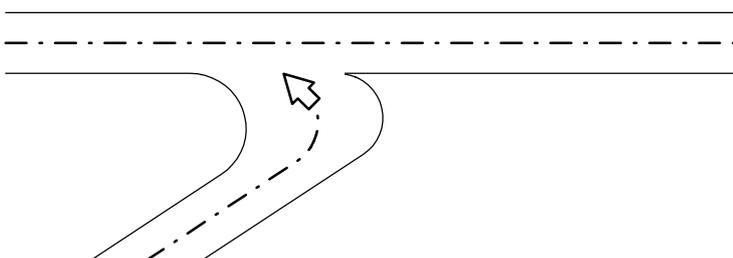
他の路線との接続部



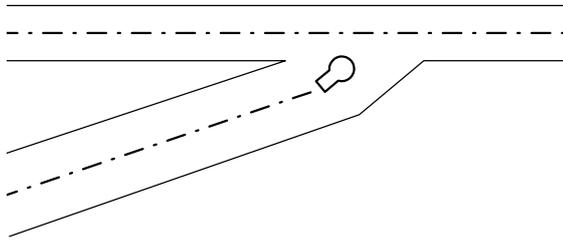
他の路線との接続部



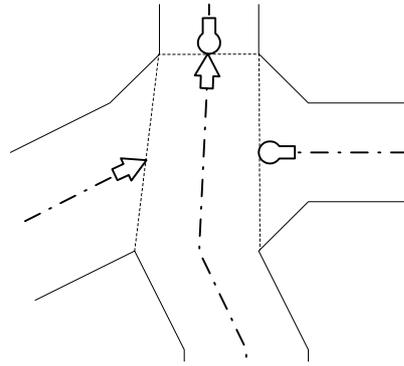
他の路線との接続部



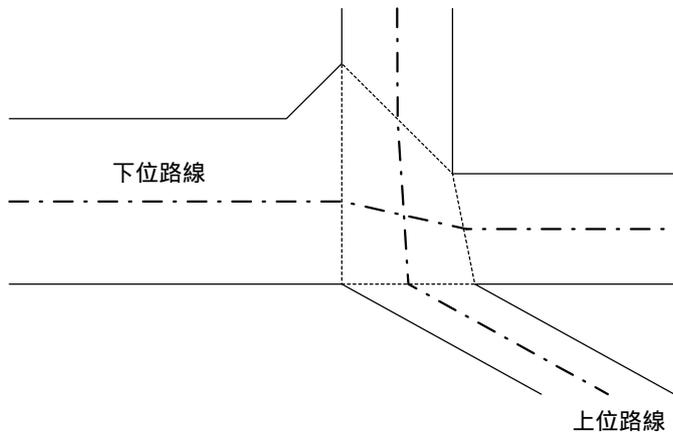
他の路線との接続部



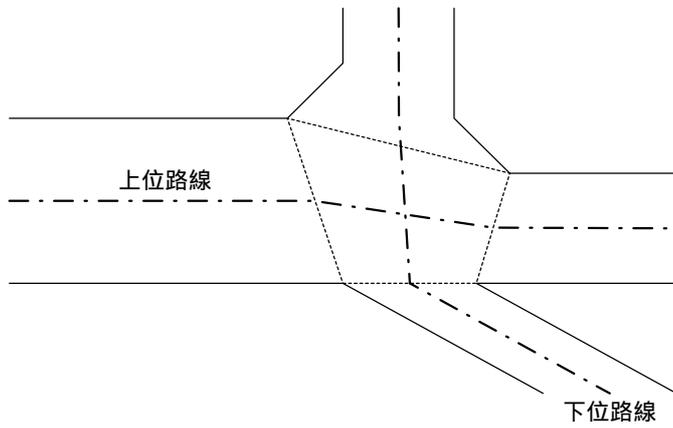
他の路線との接続部



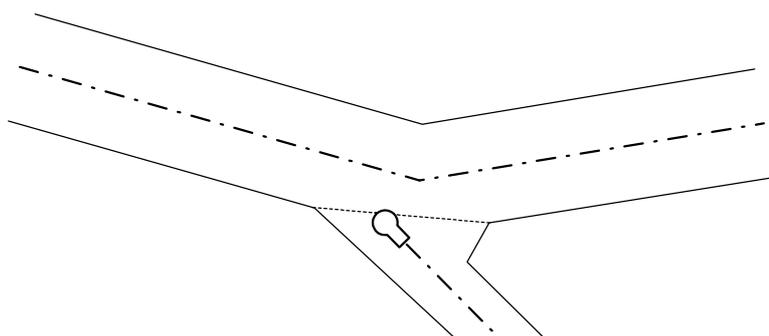
他の路線との接続部



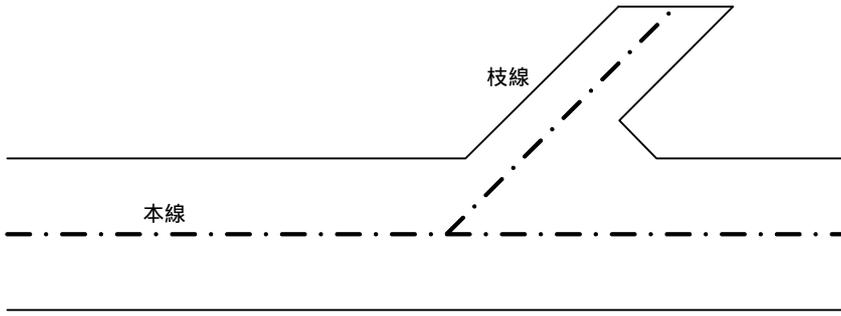
他の路線との接続部



他の路線との接続部



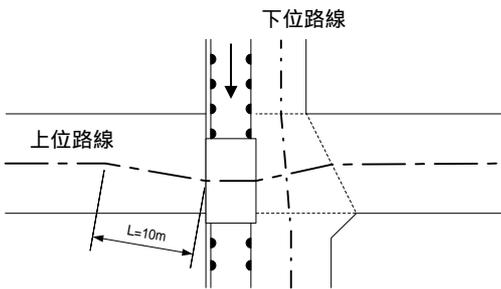
枝線の場合（本線に接続する）



橋梁がある場合

（道路と幅員差がある）

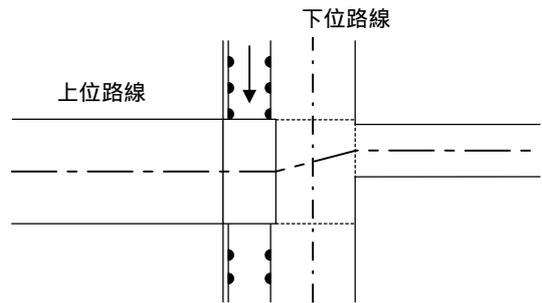
橋梁台帳の中心線に合わせる



橋梁がある場合

（道路との幅員差はない）

橋梁台帳の中心線に合わせる



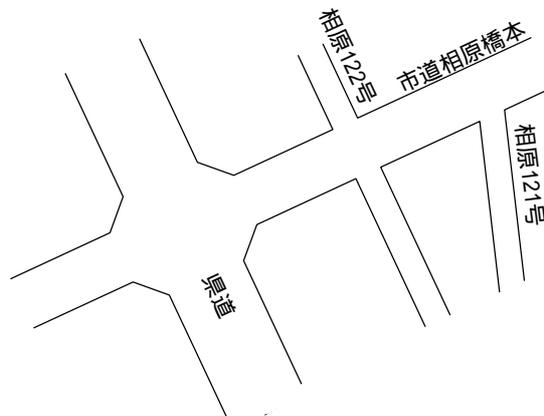
2.3 道路の路線名

「道路の路線名」[8121] は、認定路線網図及び道路台帳平面図より調査して、国道、県道及び市認定道路（認定外含む）について設定する。

市認定道路の名称は、路線の起終点付近には必ず配置し、少なくとも図上 20cm に 1 箇所程度、道路区域外の適当な位置に配置する。

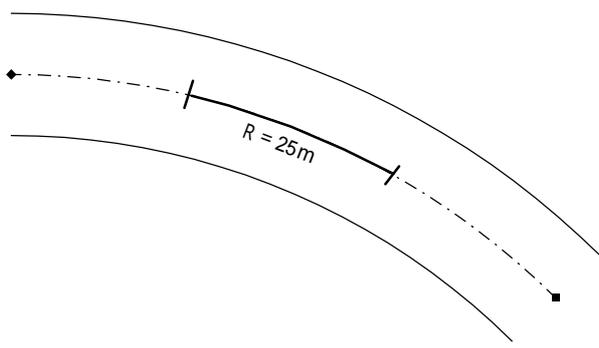
（路線名称）

- ・ 国道：「一般国道 nn 号」 「nn」は路線番号（数値）
- ・ 県道：「主要地方道」または「県道」
- ・ 幹線市道：「市道」
- ・ 一般市道：「 nn 号」 「nn」は路線番号（数値）



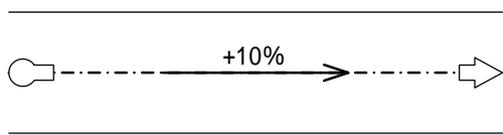
2.4 「曲率半径」

「曲率半径」[9523] は、中心線の曲率半径が 30m 未満の箇所に設定する。
 「曲率半径数値」[9523] はm単位とし、整数表示（小数点以下四捨五入）する。



2.5 「縦断勾配」

「縦断勾配」[9524] は、8 %以上の縦断勾配が 10m 以上連続している箇所に設定する。
 「縦断勾配」[9524] は%単位とし、整数表示（小数点以下四捨五入）する。



2.6 境界管理用の図式

下表に示す境界管理用の図式は、他の地物との位置関係を考慮し、図面を印刷出力する際に邪魔にならない位置に設定する。

「旗揚げ線」は、道路と平行に、道路縁から図上 3 ~ 4 c m離れた箇所に設定する。
 未決記号、不立会い記号及び再立会い記号における地番は既存道路台帳平面図に記載のある番号を取得する。
 また、「旗揚げ線（破線）」[9532]の場合は、内容注記の前に「再」を記載する。

分類コード	図式名	説明
9531	旗揚げ線（実線）	道路の一部区間について、寄附、査定、開発などの状況を明示するための線。内容の注記も含む。
9532	旗揚げ線（破線）	道路の一部区間について、立ち会いが再度行われた状況を明示するための線。内容の注記も含む。
9533	引き出し線（実線）	道路上の注記が過密な箇所について、注記を移動した際に移動前の位置を示す線。
9538	方向止め	未確定方向を示す矢印。
9541	未決記号	未確定箇所を示す記号及び該当地番注記。
9542	不立会い記号	不立会いを示す記号及び該当地番注記。
9543	再立会い記号	再立会いを示す記号及び該当地番注記。

3.1 「区域線」

「区域線」[9701,9702,9705,9707]は、道路の区域を表す境界点同士を結ぶ線で、道路種別(市道、国道等)及び境界点の管理形態により、「国家座標による道路区域線」[9701]、「任意座標による道路区域線」[9702]、「任意座標による国道道区域線」[9705]及び「地籍調査による道路区域線」[9707]に区分して設定する。

作成の詳細については、「区域線確定図データ作成仕様書」を参照すること。

3.2 「引っ掛け線」

「引っ掛け線」[9711,9712,9715,9717]は、道路の幅員方向に境界点同士を結ぶ線で、道路種別(市道、国道等)及び境界点の管理形態により、「国家座標による引っ掛け線」[9711]、「任意座標による引っ掛け線」[9712]、「任意座標による国道道引っ掛け線」[9715]及び「地籍調査による引っ掛け線」[9717]に区分して設定する。

作成の詳細については、「区域線確定図データ作成仕様書」を参照すること。

3.3 「点間距離」(注記)

「点間距離」は、区域線及び引っ掛け線に対する境界点間の距離を注記として設定する。

作成の詳細については、「区域線確定図データ作成仕様書」を参照すること。

3.4 「拡大図」

「拡大図」関連図式 [9721 ~ 9724] は、境界点が近接・密集して判読できない箇所に、監督員の指示により設定する。

拡大図は「拡大図外周」[9721]、「拡大図作図点」[9722]、「拡大図作図線」[9723]、「拡大図内部表示(注記)」[9724]の分類コードで設定する。また、区域線及び引っ掛け線の点間距離は[9701,9702,9705,9707,9711,9712,9715,9717]の各コードで区分して設定する。

